

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第46号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例(令和2年佐賀県条例第29号。附則第1条各号に掲げる規定を除く。)の施行期日は令和2年4月1日とし、同条第4号に掲げる規定の施行期日は令和3年1月1日とし、同条第5号に掲げる規定の施行期日は令和2年10月1日とし、同条第7号に掲げる規定の施行期日は令和4年4月1日とし、同条第9号に掲げる規定の施行期日は令和3年10月1日とする。